
合同会社SRTK 定款

平成 29年09月 11日 作成
平成 29年09月 29日 会社設立

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、合同会社S R T Kと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業
2. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
3. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
5. 介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業
6. 便利屋（各種軽作業の請負）事業
7. 福祉用具の販売及び貸与
8. 飲食店及び小売店の経営
9. インターネットショップの運営
10. アパート、マンション及び駐車場の管理、運営及び経営
11. 各種イベントの企画、制作及び運営
12. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を 北海道函館市 に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは官報に掲載して行う。

<http://www.ncv.ne.jp/~jiro/srtk.html>

第2章 社員及び出資

(社員及び出資)

第5条 当社の社員の氏名及び住所、社員の出資の価額は次の通りとする。

金300万円 北海道函館市中島町11番7号
有限責任社員 川村二郎

(社員の責任)

第6条 当社の社員の全部を有限責任社員とする。

第3章 業務執行及び代表権

(業務執行社員)

第7条 当会社の業務は、各社員が執行する。

②業務執行は社員の過半数をもって決定する。

③前項の規定に関わらず、常務は、各社員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の社員が異議を述べた場合は、この限りではない。

(代表社員)

第8条 当会社の代表社員は、各自会社を代表する。

第4章 社員の加入及び退社

(社員の加入)

第9条 新たに社員を加入させる場合は、総社員の同意によって定款を変更しなければならない。

(任意退社)

第10条 各社員は、事業年度の終了の時に於いて退社をすることができる。この場合においては、各社員は、2ヶ月前までに会社に退社の予告をしなければならない。

②前項の規定に関わらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(決定退社及びその特則)

第11条 各社員は会社法第607条の規定により退社する。

②前項の規定にかかわらず、社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継することとする。

第5章 計 算

(事業年度)

第12条 当会社の事業年度は、毎年04月01日から翌年03月31日までの年1期とする。

(損益の分配)

第13条 当会社の事業に関する損益分配は、総社員の同意により定める。

(分配の割合)

第14条 損益分配の割合は次の通りとする。

1. 北海道函館市中島町11番7号

川村二郎

分配割合100%

第6章 附 則

(最初の営業年度)

第15条 当社の最初の営業年度は、当社成立の日から平成30年03月31日までとする。

(定款に定めのない次項)

第16条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、SRTK合同会社の設立のため、この定款を作成し、社員がこれに記名押印する。

平成29年09月11日

社員 川村 二郎 印